

平成30年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

注 意 事 項

- 琴平町に測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

- この要領において、「県内業者」とは香川県内に本店（本社）がある者、「県外業者」とは県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。
- 入札参加資格の有効期間は、**1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）**です。
- 複数の営業所から申請する場合は、本社からの一括申請となります。
- 受付期間内で持参あるいは郵送（**郵送の場合は受付期間内の消印有効**）にて受付いたします。
郵送の場合で、受付済票が必要な業者は、必ず「ハガキ」か「切手を貼付した返信用封筒」を同封して下さい。
- 黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入すること。ただし、記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とします。
※鉛筆での記入は不可としますが、鉛筆書きしたものをコピーしたものは可とします。
- 総務課（管財係）において受付します。（総務課 管財係へ1部提出）
- 年度途中において、新設設立した支店・営業所への委任先変更は受付できません。次回の申請受付時期での新規申請となりますので、あらかじめご了承ください。

申請方法等・・・・・・・・・・ 2 P

提出書類・・・・・・・・・・ 3 P

完納証明書等・・・・・・・・ 4 P

必要書類の確認・・・・・・・・ 5 P

琴平町入札参加資格者名簿は平成30年4月1日以降、琴平町ホームページ上に掲載いたします。

申請方法等

1 提出方法

申請書類を記入の上、次の審査日に提出書類をファイルに綴じて持参あるいは郵送してください。※電子申請は行っていません。

2 審査日時・場所（県内業者・県外業者共通）

- ・受付時間を厳守してください。(受付時間外の申請については、審査を行いません。)
- ・郵送の場合、消印が受付期間外の場合は審査いたしませんので、必ず上記受付期間内で郵送して下さい。
- ・FAX の利用はできませんので、書類に不備がないか事前に十分確認してください。

審査日時（閉庁日を除く。）	審査会場
平成30年1月15日(月)～1月26日(金) 午前 9時30分～11時00分 午後 1時30分～3時30分	琴平町役場 2階 総務課 (仲多度郡琴平町榎井817-10)

3 ファイルの有無

有無	有
ファイル	フラットファイル（黄色・イエロー系、又はクリーム色A4判）
提出部数	1部
綴り方	・「4 提出書類」に掲げる順番に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に、商号を記載。 ・コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一。 ・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付。大きい場合は折り込み。

問い合わせ先

琴平町総務課（管財係）

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

TEL 0877-75-6700

4 提出書類（指定様式は、様式集をダウンロードして使用してください。）

※入札参加資格審査申請カード（測量・建設コンサルタント業務等）は全業者必要です。

番号	区分		提出書類	注意事項
	県内業者	県外業者	(◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの、×：不要) 赤字・・・指定様式（原本）	
	◎	◎	審査カード	ファイルに綴じずに一番表にクリップで止める。
①	◎	◎	入札参加資格審査申請書	県内業者と県外業者では様式が違います。
②	△	△	支店・営業所情報	支店・営業所がある場合
③	◎	◎	経営規模等総括表	決算年度に注意
④	◎	◎	希望業務等総括表	決算年度に注意
⑤	◎	◎	技術職員総括表（資格別人数）	作成基準日：平成29年12月1日現在
⑥	△	×	技術職員一覧表	作成基準日：平成29年12月1日現在 香川県内で勤務する技術者の免状等、資格を証明するもの（コピー）を添付。
⑦	△	△	委任状	支店・営業所に委任する場合のみ添付。
⑧	◎	◎	納税証明書等	4ページ「5. 必要な納税証明書等」を参照 本町の指定様式はありますが、他市町の様式でも可 ※申請日直前3ヶ月以内もの
⑨	◎	×	特別徴収実施確認書 (特別徴収開始誓約書)	
⑩	△	△	測量法第55条の8の規定に基づく書類	測量業者の登録を受けている者 (国土交通省地方整備局提出分のコピー。提出日を余白に記入すること) ※5ページ参照
⑪	△	△	各登録規程の第7条に規定する現況報告書	建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者 (国土交通省地方整備局の受付印があるもののコピー。未返却の場合は提出日を余白に記入すること) ※5ページ参照
⑫	△	△	商業登記簿謄本（法人の場合）	上記登録のない者（⑩、⑪以外の者）は⑫～⑭を提出
⑬	△	×	業務経歴書（1年分）	
⑭	△	△	財務諸表（1年分）	
⑮	△	△	登録証明書	測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも申請日前3ヶ月以内に証明されたものに限る。）
⑯	◎	◎	誓約書	暴力団関係でない旨の誓約書
⑰	△	△	法人番号指定通知書	国税庁からの通知書の写し ※法人の場合のみ

5 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税（個人は所得税） ・消費税及び地方消費税 	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 ※琴平町から課税されている税目がある場合、未納の税額がない旨の証明書
県内に営業所がある業者	香川県税 （すべての税目）	未納の税額がない旨の証明書
	個人住民税 （すべての税目）	○法人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」 営業所が存在する県内の市町のもの（当該市町に居住する従業員がいない場合は、従業員がもっとも多く居住する県内市町のもの） ○個人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」 ・「個人住民税の滞納がない旨の証明書」 ※個人事業者のみ必要な書類です。ただし、町内業者個人は、下記の琴平町税（すべての税目）に含まれるので提出不要です。 <u>平成29年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。</u> ※特別徴収を行っていない業者は、特別徴収開始誓約書（2部）を税務課に提出し、1部に確認印を得た旨の特別徴収開始誓約書を添付して下さい。 <u>琴平町で確認印を受ける場合、指定様式がありますので、そちらをご利用ください。</u>
琴平町内に営業所がある業者	琴平町税 （すべての税目）	未納の税目がない旨の証明書

<備考>

- 1) 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。
納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
- 2) ※県内に営業所がある県外業者においては、県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、県内居住地の市町税務窓口にご相談ください。
- 3) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

○納税証明書等に係るお問い合わせ（受付時間 平日8:30～17:00）
 琴平町税務課 TEL (0877) 75-6702

<注 意> 必要書類⑩⑪の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。
 (下表参照。建築を除く)

申請業種	登録がある業者 (A)	登録のない業者
測量	測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類 (いわゆる現況報告書) 写し * 国土交通省の受付印は不要 * 提出日を余白に記入すること	申請できません。
土木	現況報告書一式 (建設コンサルタント登録規程)	・⑫商業登記簿謄本 (写し) ・⑬業務経歴書 (申請する業種ごとに必要) ・⑭財務諸表 (複数業種を申請する場合でも 1 部で可)
地質	現況報告書一式 (地質コンサルタント登録規程)	
補償	現況報告書一式 (補償コンサルタント登録規程)	

注：建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合
 建築一般・意匠・構造の 3 業務については登録が必要ですが、測量等の上記 4 業種のような現況報告書提出の定めが無いため、登録の有無にかかわらず⑫、⑬、⑭の書類が必要です。
2. 上記 (A) の業者が、4 業種のいずれかと一緒に建築を申請する場合⑫、⑭は不要ですが、建築の⑬業務経歴書は提出してください。